

# 大切なお知らせ（表面）

認定されていない世帯宛  
(高校生年代以上～)

児童手当の制度が令和6年10月分(12月支給)より一部変更になります。

**申請が必要な場合と不要な場合があります。  
必ず裏面の必要な手続きをご確認ください。**

## 1 変更内容

### ①所得制限の撤廃

### ②支給対象年齢拡大

高校生年代(平成18年4月2日以降生まれ)までの児童がいる世帯が支給対象となります。

### ③多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人当たり支給額が一律3万円となります。

### ④子どもの人数カウント年齢拡充

大学生年代(平成14年4月2日以降生まれ)までの子どもをカウントします。

### ⑤支給回数を年6回に変更

支払日は、偶数月の10日となります。(10日が休日の場合は、金融機関の前営業日)それぞれの支給月の前月分までが支給されます。

改正後の初回支払日は、令和6年12月10日(火)です。通帳の記帳などにより振込をご確認ください。

## 2 手当月額

児童の年齢	1人あたりの月額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	30,000円
大学生年代	なし(人数カウントのみ)	なし(人数カウントのみ)

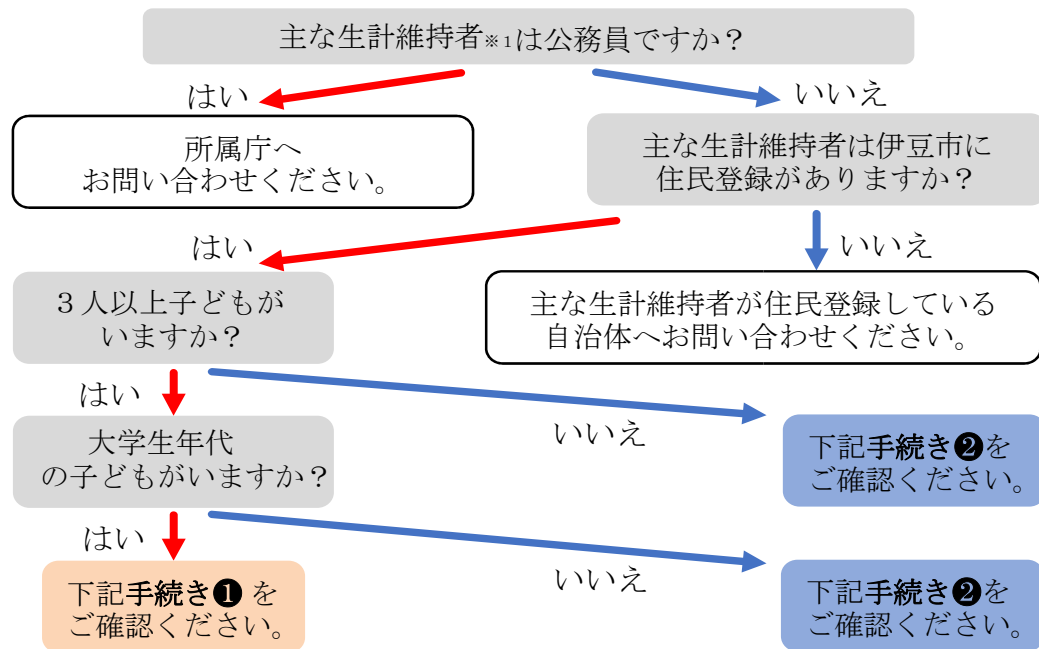
## 3 申請期限

**令和6年10月31日(木)まで** ※郵便の場合、同日必着

申請期限を過ぎても、令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、支給月が遅れる可能性はありますが、制度改正対応分については令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請となる場合は、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

# 大切なお知らせ（裏面）

## 4 必要な手続き



※子どもが就職や結婚をしている場合でも、主な生計維持者が生活費の相当部分を負担していれば養育しているものとみなします。

※1主な生計維持者：父母のうち所得の高い方(子どもを扶養にとっている方)  
高校生年代：平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ  
大学生年代：平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ

## 5 提出物・提出方法

### 【提出物】

#### 手続き①

以下の書類をご提出ください。

- ①児童手当認定請求書
- ②監護相当・生計費の負担についての確認書
- ③申請書(受給者)名義の口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカードの写し)
- ④申請者(受給者)の健康保険証の写し
- ⑤別居監護申立書(下記二次元コードからダウンロード)  
※高校生年代以下の別居(住民票上)している児童がいる場合

#### 手続き②

以下の書類をご提出ください。

- ①児童手当認定請求書
- ②申請書(受給者)名義の口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカードの写し)
- ③申請者(受給者)の健康保険証の写し
- ④別居監護申立書(下記二次元コードからダウンロード)  
※高校生年代以下の別居(住民票上)している児童がいる場合

### 【提出方法】

#### 電子申請、郵送、市窓口

※窓口混雑緩和のため、電子申請又は郵送による申請にご協力をお願いいたします。

※郵送の場合、申請書の受理日については、申請書が伊豆市に届いた日となります。

#### ▼電子申請(マイナポータルアプリ)

通帳や保険証等の写しを用意する手間が省けます！



iPhone



Android

#### ▼申請書ダウンロード



伊豆市HP

〒410-2413  
伊豆市小立野38-2  
伊豆市役所子育て支援課  
子ども家庭スタッフ  
電話 0558-72-9864